

ヒアリング結果について

ヒアリング結果（A市）

①市の概要

- A市を含む通勤通学率概ね15%圏の市町村で、「都市圏協議会」を設置。
- 産業においては、都市圏協議会を構成する市町村のうち、事業所数、従業員数の約7割がA市に集積。

②ヒアリング概要

- 平成19年には、都市圏が県全体をけん引する役割を担いつつ、A市の属する地方の中心的地域として更なる成長を果たしていくとの共有イメージのもと「都市圏ビジョン」を策定。平成22年には、都市圏ビジョンに掲げた各事業をより一層推進し、都市圏がもつ魅力を広く情報発信するため、「都市圏協議会」を設置した。
- A市及び近隣地域は、「地下水共有圏」であり、A市は、地下水供給元の近隣市町村と連携し、転作水田での湛水事業の推進や水源涵養林の整備等の事業を共同して水保全の取組を続けている。
- 産業振興及び広域観光については、農業の6次産業化、地域ブランド育成のための加工品の研究等や観光ネットワークの形成等に取り組んでいる。また、A市が取り組んでいる国際見本市への出展やA市の属する地方の食の展示商談会等について、近隣市町村の企業とも連携している。
- 高度救急医療及び子育て支援について、A市の市民病院は総合周産期母子医療センターとして、NICU及び救急搬送の約半分を市外から受け入れている。また、A市のファミリー・サポートセンター事業について、市内在住者のみならず、市内への通勤者の利用も可能としている。
- 消防について、都市圏協議会の市町村は、A市をはじめ、それぞれ一部事務組合又は広域連合により対応しているが、消防の広域化により、A市は、近隣町村から事務委託を受けることとなった。
- 公共交通については、都市圏協議会において、パークアンドライドの広報活動を実施しており、A市中心部の渋滞緩和につながるといったメリットがある。また、A市のバス路線網再編事業について都市圏などで広域的に取り組むものについては、近隣市町村との連携を図りつつ、路線調整を行うこと等により、さらなる利便性の向上を図っている。
- 今後、A市の中心部にコンベンションセンター等が建設される予定であり、MICEを誘致し、広域的な交流人口を増加させることにより、その恩恵が圏域全体に及ぶことが期待されている。

ヒアリング結果（B市）

①市の概要

- 「平成の合併」以降、2町4村を編入合併。
- B市を含む9市町村により広域連合を設置。（主な業務：高齢者福祉施設の運営、老人ホーム入所判定委員会、介護認定審査、障害程度区分認定審査、広域のごみ処理対策など）

②ヒアリング概要

- B市は「平成の合併」以降に2町4村を編入合併しており、市域の中山間地域の割合が高い。これらの地域を旧B市が支える構造になっており、市域が一つの圏域として成り立っている。まずは市域内をけん引していくことが重要。
- B市の近隣に位置する市も都市機能を有していることから、それをB市に集約するのではなく各市それぞれが維持する方が、地域全体の都市機能の維持につながると考えている。
- 一方、産業振興や雇用確保に関しては、B市内の企業立地が農地法上の土地利用規制などからこれ以上は難しくなっており、都市機能を持つ近隣の市などと連携し、広域で取り組んでいくのが有効と考えられる。
- 近隣市町村と連携して事業を行う場合の経費負担については、均等割や人口割といった方法を関係市町村との協議で明確に定めており、特段の課題は生じていない。
協定に基づく連携においては、B市が事務局として経費を一括計上している場合が多く、人件費などは他の市町村に請求していないことから、B市の負担が大きくなっている。ただし、これは市にとってマイナス面ばかりではなく、市長がリーダーシップを発揮できるというプラスの面もある。
- B市民病院の利用者の3割は市外からであり、入院患者に限ると市外からが3割5分に上る。近隣市町村に応分の負担をお願いしてもよいのではないかという議論もある。
- 広域連合管内のごみ処理については、現在は5つある焼却施設を2つを目標に統合するとともに、現在はB市にある最終処分場については、近隣の市に新設する計画としており、管内で役割分担を図ることとしている。
- 今後、近隣市町村の事務を受託する場合などにおいては、例えば、受託団体が委託団体に対し事業評価を提出する仕組みとすることなどにより、連携を前向きに進めていくことができるようになるのではないか。

ヒアリング結果（C県）

①県の概要

- 県内4地区で県・市町村「連携・共同事務検討協議会」が設立。
- そのうちの一地区ではその後、地方自治法に基づく協議会を設立。

②ヒアリング概要

- 県内町村からは、都道府県との連携や都道府県による支援が必要な事務として、「税、債権回収、滞納整理」「道路維持補修、除雪、橋りょう、災害査定」「下水道の修繕補修」「福祉事務所（生活保護）」「国民健康保険」「監査」等が挙げられている。
- 県内町村からは、上記事務に関して都道府県との連携や都道府県による支援が必要な理由として、以下のものが挙げられている。
 - ①専門性の確保（専門職の配置の難しさ、人事ローテーションの硬直化と職員の固定化、人材育成の難しさ等）
 - ②職員の確保（災害査定や住民監査請求は、事務が常時あるわけではないため、単独町村では職員の確保が困難）
 - ③機材の確保（道路の除雪等の機材を各市町村が保有することの非効率性等）
 - ④事務量の確保による効率性の向上（各市町村の事務の件数が少ない場合、非効率が生じている）
- 県内町村からは、都道府県と連携する上での課題として、以下のものが挙げられている。
 - ①各市町村の議会や住民の意見が反映されにくくなることへの危惧
 - ②責任の所在が曖昧になること
 - ③各市町村のスタンス、事務処理の実施方法、取組内容等のすり合わせの難しさ
 - ④連携の実施に向けた調整にあたることのできる職員の不在
 - ⑤一人が複数業務を実施する状況で一部の事務を連携しても、職員の減少にはつながらないこと

ヒアリング結果（C県の3町）

ヒアリング概要

（a町）

- 高齢化率が5割近くに上る当町では、十分な数の保健師を自前で雇用し、高齢者の健康増進に取り組んでいる。
- 住民の顔が見え、行政が裁量を持てる事務（福祉等）については町が行い、住民の顔が見えない方がよく、行政の裁量が少ない事務（税の徴収等）については、県や他の市町村と連携して行うのがよいのではないかと。また、小さな自治体では事務量が少ないものについても、県と連携して行うのが有効ではないかと。
- 道路管理については、住民からの苦情が国道でも県道でも一旦は町に来ている実情を踏まえると、町内の道路管理は全て町が行うこととしてもよいのではないかと。

（b町）

- 専門職を雇う余裕がないため、県との人材交流を積極的に行うことにより人材を確保したい。ただし、専門職の不足は県においても課題となっていることから、コンサルタント会社への業務委託も行わざるを得ない。
- 公物管理は、法定の管理者が責任を持って行うべきではないかと。

（c町）

- 保健師等の専門職は、研修目的で県から派遣してもらっているが、派遣がいつまで続けられるか不安定なので、継続的に派遣してもらえる仕組みの構築が望ましい。
- 町は組織体制に余裕がないので、地域振興策など企画部門の仕事は県と連携しながら取り組むのが有効。
- 公物管理は、住民目線に立ち、町内のものは町で行う方がよい。国道事故の場合も県道事故の場合もまずは町役場に電話が来ることが多く、町が迅速に対応できることが大切。

ヒアリング結果（D県）

①県の概要

- 平成16年から20年にかけて大規模な市町村合併が行われた。
- 山岳が多く、県総面積の8割以上が山林で、森林面積の割合は、全国上位。

②ヒアリング概要

- 市町村間の連携は、ごみ処理等の環境衛生関係のみならず介護区分認定審査等の厚生福祉関係でも実施。
- 市町村で課題となっているが、市町村間の広域連携では対応できない課題と対応は、以下のとおりである。
 - ・ 地理的限界が生じるもの（遠隔地での消防・救急対応）→消防団やドクターヘリで対応
 - ・ 専門性の高い業務における人材及び知識の蓄積の不足（保健師、社会福祉士等）→県からのOBの斡旋等
 - ・ 電算事務の一元化（リーダーシップを発揮する市町村がない場合は実現困難）
 - ・ 産業振興、雇用の確保、集落の維持等に関わる人材や情報の不足→県職員の活用
- 企画部門や地域振興において、県は市町村と両輪となる形で市町村をサポートしている。
 - ・ 支援員
県職員が市町村役場など実際に地域に駐在し、地域の振興・活性化に向けた支援や県と市町村とのパイプ役を担っている。
 - ・ 集落活動センター
地域住民が主体となって近隣の集落との連携を図り、地域の課題やニーズに地域ぐるみで取り組む。生活道の除草・整備、間伐、小ビジネスの展開、小売商店の維持等、条件不利地域を中心に活動。
- 今後の課題
 - ・ 集落活動センターを持続的に運営していくためには、立ち上げ支援のみならず継続的な援助が必要。
 - ・ 専門性の高い事務のサポートや公共施設の整備・維持に関する支援など県が有する人材やノウハウを有効活用することが必要。

ヒアリング結果（E市・F地域3市3町）

1-① E市の概要

- 近隣の町を編入合併。

1-② ヒアリング概要

- E市を核とした基礎自治体間の広域連携の推進について、E市都市制度研究会を設置し、検討。
- 現在、近隣市町と災害時相互応援、観光プロモーション、一般廃棄物処理、図書館相互利用等の広域連携を実施。
- E市は、今後も近隣市町との広域連携を進めていきたい意向（フルセットを脱却し、水平連携へ）。E市の他に、例えば西部ではG市が、東部ではH市が拠点都市となって周辺市町村との機能集約・分担を実施するという構想を同研究会で提言。

2-① F地域の概要

- 3市2町で合併協議会（法定）を設立。住民投票の結果、2市1町で合併反対多数となり、合併協議会から離脱し、合併協議会解散。

2-② ヒアリング概要

- 各市町は、地方制度調査会答申における、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みや、三大都市圏における水平・相互補完的、双務的な役割分担について、概ね賛意。その上で、各市町からの意見は以下のとおり。
 - ・ a市：簡単に脱退できるような仕組みでは困る。圏域で20万人を超え、特例市相当。権限移譲にインセンティブを。
 - ・ b市：都市計画の決定権限の移譲も検討してほしい。圏域内は規制が厳しく、新たにマンションが建てられない。
 - ・ c市：施設整備に対して負担金の拠出が想定されるが、負担金に対する起債措置（交付税措置があるもの等）の取扱いについて、整理する必要があるのではないか。
 - ・ d町：人口が急増しているが、保育所など多くの分野について近隣市に依存。
 - ・ e町：隣県の県庁所在地に隣接しており、医療では半分以上の住民が当該市の病院を利用。当該市との連携も視野。